

### 指定学校を変更できる事由、条件、期間等

(北上市立小中学校就学規則別表第2から)

事由	条件	期間	提出書類
学年の途中で通学区域外に転居したが、在籍している学校に引き続き通学させたいとき。		学年末まで	
入学後に家屋の新築等により住所の異動が確実であって、異動するまでの間、異動先の住所を通学区域とする学校に通学させるとき。		住所の異動日まで	建築確認通知書又は事実を証する契約書等の写し
保護者が就労している場合（自営業も含む。）であって、保護者に代わって他に児童又は生徒を保護する者がいないため、勤務地に近い学校又は親族の自宅がある住所地の学校に通学させるとき。	勤務地に近い学校に通学させるときは、児童保育所に登録する場合又は放課後に児童若しくは生徒を保護できる環境にあると認められる場合に限る。	事由消失まで	
特別支援学級に入級すべき児童又は生徒で、指定学校に入級すべき当該特別支援学級がないとき。		事由消失まで	
指定学校に生徒（入学前の1年間を通じて当該部活動に相当する活動を継続して参加した者に限る。）が希望する部活動等がないとき。	希望できる学校は、当該部活動等がある隣接の通学区域の学校（隣接の通学区域の学校に希望する部活動等がないときは、最も通学距離が短い学校）に限るものとする。	卒業まで	
いじめ、不登校、不適応、家庭内暴力その他家庭内の事情又は上記以外の理由のとき。	教育委員会が特に必要があると認める場合に限る。	教育委員会が必要と認める期間	

注 「児童保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う児童厚生施設等の施設をいう。

備考 希望する部活動等がないときを理由とする指定学校の変更の申立ては、1回に限るものとする。